

○佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成18年6月30日

規則第42号

改正 平成19年7月4日規則第35号

令和4年3月28日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年佐賀市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この規則において、「基準時」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により、条例第4条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(平19規則35・一部改正)

(許可の申請等)

第3条 条例第4条第2項、第9条第2項又は第10条第1項の規定による許可(以下「建築許可」という。)を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)の正本及び副本にそれぞれ建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、建築許可をしたときは、許可通知書(様式第2号)に、許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(平19規則35・一部改正)

(許可の変更)

第4条 前条の規定は、建築許可を受けた内容の変更について準用する。この場合において、市長が適当と認めるときは、同条第1項に規定する図書の一部の提出を省略させることができる。

(許可の取消し)

第5条 市長は、建築許可が虚偽の申請その他不正な行為によって受けたものであるときは、当該建築許可を取り消すことができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について条例第9条第1項の規定により規則で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の条例第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更を伴わないこと。

(5) 住戸の数の制限を受ける建築物にあっては、増築後又は改築後の住戸の数は、基準時における当該建築物の住戸の数又は工事の着手時における当該建築物の住戸の制限数のうちいずれか多い方の数を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により条例第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について条例第9条第1項の規定により規則で定める範囲は、増築及び改築については、増築及び改築に係る部分が工事の着手時における第6条第1項又は第7条第1項の規定に適合する増築及び改築とする。

3 法第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について条例第9条第1項の規定により規則で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

4 法第3条第2項の規定により条例第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について条例第9条第1項の規定により規則で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

5 条例第9条第2項に規定する規則で定める改築は、次のすべてを満たすものとする

る。

(1) 改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合するもの。

(2) 改築後における条例第7条第1項の規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）の高さ及び水平投影面積が、それぞれ基準時における不適合部分の高さ及び水平投影面積を超えないもの。

（平19規則35・一部改正）

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年7月4日規則第35号）

この規則は、平成19年7月4日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第19号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

許可申請書(建築物)

(第一面)

佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 条第 項第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(あて名)佐賀市長

年 月 日

申請者氏名

【1 申請者】

- 【ア 氏名のフリガナ】
- 【イ 氏名】
- 【ウ 郵便番号】
- 【エ 住所】
- 【オ 電話番号】

【2 設計者】

- 【ア 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号
- 【イ 氏名】
- 【ウ 建築士事務所名】( )建築士事務所( )知事登録第 号
- 【エ 郵便番号】
- 【オ 所在地】
- 【カ 電話番号】

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】	
【2 住居表示】	
【3 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
※【4 その他の区域、地域、地区、街区】	
【5 道路】	
【ア 幅員】	
【イ 敷地と接している部分の長さ】	
【6 敷地面積】	
【ア 敷地面積】	(ア) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (イ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【イ 用途地域等】	( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率割合】	( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【オ 敷地面積の合計】	(ア) (イ)
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【ク 備考】	
【7 主要用途】	(区分 )
【8 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9 建築面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合計 )
【ア 建築面積】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 建ぺい率】	
【10 延べ面積】	( 申請部分 ) (申請以外の部分) ( 合計 )
【ア 建築物全体】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 地階の住宅の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ウ 共同住宅の共用の廊下等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【エ 自動車車庫等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【オ 住宅の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【カ 延べ面積】	
【キ 容積率】	
【11 建築物の数】	
【ア 申請に係る建築物の数】	
【イ 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12 工事着手予定年月日】	年 月 日
【13 工事完了予定年月日】	年 月 日
【14 その他必要な事項】	
【15 備考】	

(第三面)

建築物別概要

---

【1 番号】

---

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替

---

【3 構造】 造 一部 造

---

【4 高さ】

【ア 最高の高さ】

【イ 最高の軒の高さ】

---

【5 階別用途別床面積】

【ア 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )

【イ 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
( )	( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )	( )

---

【6 その他必要な事項】

---

【7 備考】

---

様式第2号(第3条関係)

許 可 通 知 書

第 年 月 日  
号

様

佐賀市長



1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所又は築造場所

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 延べ面積等	申請部分	平方メートル
	申請以外の部分	平方メートル
	合計	平方メートル

(4) 構 造

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 条第 項の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

(許可条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第1号（第3条関係）

（令4規則19・一部改正）

様式第2号（第3条関係）